令和５年度（２０２３年度）入学者用

昼 間 コ ー ス

修　　学　　案　　内

目　　次

香川大学法学部の理念・目標……1
〔１〕　法学部履修要項
法学部昼間コース履修要項（令和５年度入学者適用）……5
〔２〕　授業に関する諸注意について
A　演習履修手続……24
B　欠席届について……26
C　特別な事由による欠席について……26
D　集中講義について……26
E　気象に関する警報の発表等の場合における休講措置の基準について……27
F　卒業論文作成要領……28
〔３〕　定期試験の受験について
A　受験心得……29
B　試験中の不正行為について……30
C　追試験及び再試験に関する規則……30
D　就職試験を事由とする追試験について……32
E　追試験に関する注意事項について……32
〔４〕　学生表彰・成績優秀者について……33
〔５〕　「学務第一係」で行う各種手続等について……34
〔６〕　休学・退学について……36
〔７〕　法学部ディプロマポリシーと履修コースの選択……38
〔８〕　履修登録について……40
〔９〕　教職課程の履修について……41
〔10〕　幸町南キャンパス配置図……46

香 川 大 学 法 学 部

香川大学法学部の理念・目標

1　設置と発展

（1）法学部の設置・発展と特色

香川大学は1949年に創設され，学校教育法の規定（83条）に従って「学術の中心として，広く知識を授けるとともに，深く専門の学芸を教授研究し，知的，道徳的及び応用的能力を展開させることを目的」とし，発展してきた。2004 年には，国立大学法人化に伴い，「世界水準の教育研究活動により，創造的で人間性豊かな専門職業人・研究者を養成し，地域社会をリードするとともに共生社会の実現に貢献する（学則第１条）」という新たな理念を立てている。

法学部は，学問の発展経過及び社会科学分野での位置づけから見て，総合大学に不可欠な基礎的な学部であるとして，香川大学に 1981 年に設置された。国の内外にわたる近時の複雑化した法律・政治・経済・社会問題に対処するために，新たな観点に立つ学際的研究協力を推進することが必要であること，各省庁の地方管区機関，各企業が集中的に所在する香川県では法的素養をもった人材の育成が強く望まれており，その地域社会の強い要請に応え，かつ，法律分野の地域的偏在の是正に貢献することなどが，その設置理由である。この趣旨から，法学部は，行政または企業に関する法の教育研究の重視，経済学部の科目及び教育学部の社会科学科目との相互連携，及び四国固有の諸問題を研究教育するプロジェクトチームの組織と総合研究を推進してきた。

法学部は，その教育効果を高めるために，創設以来，履修コース制を設けるとともに，少人数教育を重視してきた。法学部の設置当初，履修コースとして【行政・司法】，【企業法務】の２つを置いたが，一般教育部と短期大学部の廃止に伴う改組（1994 年 10 月）に際して，それらを【法律】，【企業法務】，【公共政策】の３つに再編した。また，2004 年に連合法務研究科が設置されたことに伴い，【法律基礎コース】，【社会設計コース】の２つとした。さらに，2016 年度からは，卒業生の進路との関係を明確化するために，【法律職コース】，【公共政策コース】，【企業法務コース】の３コース制にした。2023 年４月より，【法律職コース】の中には，法科大学院進学を目指す学生のために，【法曹プログラム】が設置されている。なお，少人数教育に関しては，現在，１年次 第１学期の「大学入門ゼミ」，１年次 第２学期の「基礎ゼミ」，２年次 第１学期・第２学期の「プロゼミ」，３年次（通年）～４年次（第１学期または第２学期）の「演習」と，ほぼ４年一貫の少人数ゼミの開講を実現している。

以上の昼間コースに加えて，昼間の受講が困難な社会人のために，夜間開講の授業を履修して卒業できる夜間主コース【総合法政コース】を 1995 年に設置した。また，昼間コース，夜間主コースともに，３年次編入学制度を設けている（前者は1995年に，後者は2001年に設置）。

（２）大学院法学研究科の設置と発展

香川大学には 1968 年から大学院が置かれ，その目的は，学校教育法の規定（83 条２項）に従い「学術の理論及び応用を教授研究し，その深奥をきわめて，文化の進展に寄与すること」である（大学院学則２条）。課程は修士課程であり，大学院設置基準（３条）に従って「広い視野に立って精深な学識を授け，専攻分野における研究能力又は高度の専門性を要する職業等に必要な高度の能力を養うこと」を目的としている（大学院学則第５条）。

大学院法学研究科は，法学部の研究教育をいっそう推進し諸条件を拡充強化し，研究者と高度の専門的職業人を養成するために，1985 年に設置された。

経済学研究科との間の有機的かつ緊密な連携のもとに，各種施策事業の進展や法務関係従事者の需要の増大などに伴う地域社会の要請に応えること，四国地方における政治・行政・司法の拠点都市である高松市に所在する立地上の特色を生かして，四国ブロックの法学系研究教育の中枢機能を果たすこと，学問分野の多様化及び専門化，価値観の多様化にも対応して，優れた人材の養成と文化の発展に寄与することが，設置の趣旨・理由である。

1993年には，社会人の入学と履修をより容易にするために，社会人特別選抜と昼夜開講制を導入した。また，2018年からは法学，政治学の専門分野における高度な知識・能力の習得を目指すカリキュラムを学術プログラムと位置づけるとともに，従事している職業上の実務的課題や社会的活動における実践的課題，あるいは社会的に重要な課題に取り組む社会人学生のためのリサーチ・プログラムを設置した。

2022 年度からは，法学研究科のほか，教育学研究科，経済学研究科，工学研究科の 4 研究科を母体として，既存の科学分野を軸に各分野の知見を柔軟に組み合わせることにより，持続可能な社会の実現に向けて，複雑化する社会の諸課題を解決できる人材を育成することを目指す創発科学研究科が開設された。これに伴い，法学研究科の募集は停止されることとなった。

（３）国際性と地域拠点性の発展

法学部は 1996 年に上海社会科学院法学研究所及び華東政法学院，1997 年にルイビル大学ロースクール，2002 年には台湾国立政治大学，2006 年には中国海洋大学，2017 年には中国文化大学との間に学術交流協定・実施細則を締結し，外国の教育研究機関との間の学生及び研究者の相互交流をいっそう活発化している。

生涯学習については，地域人材共創センターの活動に積極的に協力し，講義を毎年担当してきており，放送大学にも講師を派遣している。

また，中四国法政学会の学術総会を何度も主催し，定期的に開催するその他の研究会には，四国各県からも研究者が参加している。戦前の民事判決原本の保管とデータベース化，裁判官等との研究会，弁護士会との意見交換会，さらに，裁判所，弁護士会，各種士業団体，国の出先機関及び県・市への委員や研修会講師の派遣など，地域に密着し貢献する活動も多い。

2　理念・目標

（1）全般

香川大学法学部は，全国的及び国際的視野を持つとともに，四国地方で唯一の国立大学法人の法学部であり，高等裁判所，高等検察庁をはじめとする重要な官公庁や企業がすぐ近くに所在する立地上の特色を生かして，法律学と政策科学の教育研究の四国地方における中枢機能を果たし，全国的及び国際的にも高い評価を受ける教育研究を行うことを目指している。

法学部が行う教育の理念・目標は，法律学と政策科学の教授を通じて，科学的に社会を理解し，紛争解決と政策立案について豊かな見識と法的技術を持つ人材を数多く輩出することである。

（2）学部教育

香川大学法学部は，その創設以来，法学教育を通じて人間形成のプロセスを支援・推進し，学問に触れる喜びを伝え，自ら「考える力」＝問題発見・解決能力を育むことに努めてきた。また，卒業生が法学的素養をもち，経済や政策領域にも明るい職業人として社会の各分野で活躍することはもとより，生涯にわたり自主的に学び続け，活力と自尊心をもって変化著しい時代に対処する力を涵養することを目的としてきた。法学部は，以上の教育目的を引き続き重視し，特に以下の人材育成方針を掲げる。

◇公共的市民の育成

香川大学法学部は，法律学や政治学など社会科学の領域に教育の軸足を置き，開かれた自由で民主主義的な社会を支えるにふさわしい資質を有する公共的市民を育てる。現代の市民は，立憲民主主義，私的自治の担い手としてだけではなく，政策形成過程における重要なアクターとしても認知され，それに見合った能力と主体性を求められている。したがって，歴史や現代社会への関心，国際的視野，論理的思考力，他者との相互協力をはかるためのコミュニケーション能力といった市民としての素養はもちろんのこと，正義，人権，自由，平等といった基本理念，政治制度や法制度への理解，制度の実態や政策過程に関する理解を育むことが不可欠である。法学部の科目は，いずれも以上の資質を向上させるために設置され，とりわけ，全学年を通じて行われる少人数ゼミはその効果を目指したものである。学部開設科目とも有機的に連携した全学共通科目（教養科目）の幅広い履修と，文章技術，対話作法，情報機器操作などのコミュニケーション方法の習得も欠かせない。また，歴史学，経済学，社会学など隣接学問領域の学習も重要となる。

◇法学的素養を備えた専門職業人（法学専門職業人）の養成

香川大学法学部は，創設以来，地域で必要とされる人材を輩出し，卒業生は地元の行政機関や企業等で中核的な役割を果たしてきた。こうした役割をより一層果たしていくために，専門職業人の育成を教育目的の柱に据える。本学部で育成されるべき専門職業人には，法制度や政治制度など社会の仕組みを広く体系的・複眼的に理解し，多面的な紛争解決のアイディアと実行力を備えることが求められる。具体的には，法学における基礎的能力としてのリーガル・マインド，及び政策課題の発見と実務的な解決手法を探る能力としての政策マインド，そして，これらを備えた上で現代社会に頻発する紛争を解決し，政策を立案する能力が必要とされる。法律学と政策科学

の学習を通じて専門知識や職業的技術の基本を修得することは，各人がさまざまな分野の人たちと協力しながら専門職業人として自活していくために不可欠であるが，同時に，公共的市民として社会に参加する素養としても重要である。

なお各コースの教育目的は次のとおりである。

【法律職コース】は，法科大学院に進学して法曹となろうとする者や，司法書士・社会保険労務士・土地家屋調査士・税理士など，その他の法律分野の資格を取得しようとする者のためのコースである。これらの資格取得のために，高いレベルの法的専門知識・技術の確実な修得を目標とする。そのために，基本的な法律学（いわゆる六法）の教育を中心に置き，さらに，法科大学院進学に備えて法律知識を運用する力を培うための科目群を用意する。そのほかにも法律職の実務を見据えた実践的な内容の教育を行う。【法律職コース】の中には，法科大学院進学を目指す学生のために，【法曹プログラム】が設置されている。

【公共政策コース】は，国や地方自治体などの公務員や NGO・NPO の職員など，広く公共的価値の実現を担おうとする者のためのコースである。公共的価値を地域等の社会に実現していくために求められる専門的かつ実務的な知識だけでなく，絶えず変化し続ける複雑な社会において新たに生み出されてくる諸問題を発見し，適切な解決策を構想する実践的な能力を育成することを目標とする。そのために，人権保障をはじめとする憲法の基本原理，その実現のための諸制度の学習を基本に置き，その他の法律学・政治学の学習を通じて，法的判断能力や政策立案能力を育成する。

【企業法務コース】は，企業において中核的な役割を果たす有為な人材を養成することを主眼とする。情報化・国際化した現代社会において，企業活動に求められる専門的かつ実務的な法知識，自ら「考える力」としての問題発見・解決能力を育成・向上させることを目標とする。そのために，経営法務，労務，税務，金融，国際取引，公正取引などの企業法務に関連する科目を中心に置きつつ，その他の法律学及び経済学・経営学の分野にも明るい柔軟な思考力・対応能力を備えた人材の育成を目指す。

（3）社会人教育

産業構造や雇用形態等の大きな変化に伴い生まれている，幅広い年齢層の社会人の期待に応えて，学部の夜間主コースにおいては，社会人としての幅広い判断力や，専門的実務能力たる企画力，政策遂行能力を育成する（【総合法政コース】）。このコースの学生に対しても，情報処理能力，外国語実用能力，他の専門分野の基礎・概論の学習等について，昼間コースの学生に準じた配慮をする。

（4）国際性と地域貢献

外国の教育研究機関との間の学生及び研究者の相互交流を活発にし，また，外国人留学生を教育することによって，自らの教育研究水準を高めるとともに，国際社会にも貢献する。

さらに，地域に密着し貢献する教育研究その他の社会活動も数多く行い，地域社会の諸問題の解決に資することを重視する。

〔1〕法　学　部　履　修　要　項

法学部昼間コース履修要項（令和５年度入学者適用）

Ⅰ．はじめに

（1）香川大学法学部の教育目標は，科学的に社会を理解し紛争解決と政策立案について豊かな見識と法的技術を持つ人材を数多く輩出することにある。そのために，課題探求能力の育成と教養教育を重視しながら，法律学と政策科学について，専門的素養のある人材として活躍できる基礎的能力や生涯学習の基礎等を培う教育を行う。教育課程には，基礎から比較的高度な内容へと段階的に履修できるように編成し，きめ細やかな少人数および双方向の教育（「大学入門ゼミ」，「基礎ゼミ」，「プロゼミ」および「演習」）を取り入れる。

本学部では，次の３つの履修コースが設置されている。まず，**【法律職コース】**は，法曹など法律分野の資格を取得しようとする者のためのコースで，高いレベルの法的専門知識・技術の修得を目標とする。さらにこのコースの中には，法科大学院進学を目指す学生のために，【法曹プログラム】が設置されている。次に**【公共政策コース】**は，公務員など公共的価値の実現を担おうとする者のためのコースで，そのための法的判断能力や政策立案能力の修得を目標とする。最後に**【企業法務コース】**は，企業において中核的な役割を果たす有為な人材を養成することを主眼として，企業活動に求められる専門的かつ実務的な法知識を身につけ，柔軟な思考力・対応能力を備えた人材の育成を目標とする。

また，本学部では，異なる専門分野の知識を理解し，異なる専門分野の人々と協力し合える能力を育成するという観点から，他学部で開設されている専門分野を学べるよう途を拓いている。

（2）本要項は，以上の目標と方針に従って教育課程を編成するために，「香川大学法学部規程」の諸規程に基づいて必要事項を具体的に定めるとともに，「香川大学学則」等の関係部分をも併せて再編成して説明を加え，本学部昼間コースの教育課程の全体像を示すものである。

本学部夜間主コースの履修要項は，別途に定めている。

Ⅱ．卒業の要件

（1）本学部を卒業するためには，４年以上在学し，下表に示す単位を修得しなければならない。ただし，所定の要件を満たした成績優秀者は，４年未満の在学での卒業（早期卒業）が認められる。

なお，卒業要件単位と認定される上限単位数，指定科目等については，次頁以下の「Ⅲ．全学共通科目」についての説明，「Ⅳ．学部開設科目」についての説明，および「Ⅴ．履修方法」を参照すること。

<table>
<tr><th colspan="4">区　　分</th><th colspan="3">卒　業　要　件　単　位　数</th></tr>
<tr><td rowspan="12">全学共通科目</td><td rowspan="5">学びと生き方科目</td><td rowspan="2">生き方科目</td><td>ライフデザイン</td><td colspan="2">１単位</td><td rowspan="9">２４単位以上</td><td rowspan="12">３４単位以上</td></tr>
<tr><td>健康・スポーツ</td><td colspan="2">（２単位）※</td></tr>
<tr><td rowspan="3">学び科目</td><td>大学入門ゼミ</td><td colspan="2">２単位</td></tr>
<tr><td>情報リテラシー</td><td colspan="2">２単位</td></tr>
<tr><td>学問への扉</td><td colspan="2">（４単位）※</td></tr>
<tr><td colspan="3">主題科目</td><td colspan="2">７単位以上</td></tr>
<tr><td colspan="3">学問基礎科目（文系科目）</td><td>２単位以上</td><td rowspan="2">６単位以上</td></tr>
<tr><td colspan="3">学問基礎科目（理系科目）</td><td>２単位以上</td></tr>
<tr><td colspan="3">広範教養教育科目</td><td colspan="2" rowspan="2">（４単位）※</td></tr>
<tr><td colspan="3">高度教養教育科目</td></tr>
<tr><td rowspan="2">外国語科目</td><td colspan="2">既修外国語</td><td colspan="2">６又は４単位</td><td rowspan="2">１０単位以上</td></tr>
<tr><td colspan="2">初修外国語</td><td colspan="2">１種類　４又は６単位</td></tr>
<tr><td rowspan="4">学部開設科目</td><td colspan="3">必修科目（専門科目）</td><td colspan="3">６単位</td><td rowspan="4">９４単位以上</td></tr>
<tr><td colspan="3">選択必修科目（専門科目）</td><td colspan="3">１６単位以上</td></tr>
<tr><td colspan="3">選択科目（専門科目）</td><td colspan="3">３０単位以上</td></tr>
<tr><td colspan="3">自由科目
（専門科目および専門基礎科目）</td><td colspan="3">４２単位以上
※専門基礎科目４単位以上の
履修を推奨する</td></tr>
<tr><td colspan="4">計</td><td colspan="3">１２８単位以上</td></tr>
</table>

※卒業要件単位として認定されるのは（　）内の単位数まで。

（2）前期末卒業について

前期末での卒業を希望する場合には，以下の要件を全て満たすことが求められる。

① 在学期間が４年以上であること。

② 卒業を希望する前期終了時までに，卒業要件単位１２８単位以上を修得していること。

③ 第１学期定期試験の成績発表後，学務第一係が指定する期日までに，前期末卒業を希望する旨申し出ること（詳細については掲示にて周知する。）。

（３）早期卒業制度について

本学部に３年以上在学した者が，有資格者の要件を満たし，かつ本人が希望する場合には，４年未満の在学期間での卒業（早期卒業）が認められる。

１．有資格者

下記①～③の基準を満たしている者

① ２年次終了時点で，卒業要件単位８２単位以上を修得し，かつ通算ＧＰＡが３．０以上であること。

② ３年次終了時点までに，卒業要件単位１２８単位以上を修得していること（「３年演習（４単位）」と，「特別研究（２単位）」を修得すること）。

③ ３年次終了時点までの通算ＧＰＡが３．０以上であること。

【注意】早期卒業を希望した者が，上記②，③の基準を満たさなかった場合，「４年演習（２単位）」を履修する必要があり，「特別研究（２単位）」は自由科目の扱いになる。

２．申請手続き等

① 有資格者は，３年次の所定の時期に，学務第一係へ早期卒業希望の有無を申し出ること（有資格者は，４月上旬に掲示される。）。

② 早期卒業を希望した者は，所定の時期までに，学務第一係へ「最終意思確認書」を提出して早期卒業希望の最終意思表示を行う。

③ ３月上旬，４年次と同時に成績発表が行われる（②の最終希望者のみ）。

【注意】「２．①，②」の両時点で，早期卒業を希望しなかった場合，再度の早期卒業の希望は受け付けられない。

※通算ＧＰＡ（Ｇｒａｄｅ　Ｐｏｉｎｔ　Ａｖｅｒａｇｅ）の計算式について

① 通算ＧＰＡは，下記の計算式によって算出される。

$$\mathrm{GPA}=\frac{(\text{秀の単位数}\times 4)+(\text{優の単位数}\times 3)+(\text{良の単位数}\times 2)+(\text{可の単位数}\times 1)}{\text{履修登録単位数}}$$

② 通算ＧＰＡの対象となる科目について

香川大学の５段階評価が適用され，かつ，その単位を法学部の卒業要件に算入できる科目を対象とする。

上記の条件を満たしていれば，他学部開設科目や単位互換協定を締結している他大学の授業科目，外国語科目における各種試験の認定を含む。

Ⅲ．全学共通科目

全学共通科目は以下の要領で履修しなければならない（前出の「Ⅱ．卒業の要件」を参照）。全学共通科目の趣旨や開講科目等については，『全学共通科目修学案内』および『全学共通科目シラバス』を参照のこと。

なお，全学共通科目を３年次以降に履修することは，授業時間の編成その他の関係で，事実上困難になることが多いため，全学共通科目の卒業要件単位は２年次までに修得しておくのが望ましい。

（1）学びと生き方科目

①ライフデザイン

ライフデザインは，必修科目であり，１単位を修得しなければならない。

②健康・スポーツ

健康・スポーツは，自由科目である。なお，修得した単位は，２単位を上限として，外国語科目を除いた全学共通科目の卒業要件単位数２４単位の中に含めることができる。

③大学入門ゼミ

「大学入門ゼミ」は，必修科目である。法学部は，４年一貫の少人数教育を実施する観点から，１年次　第２学期開講の「基礎ゼミ」，２年次開講の「プロゼミ」および３年次 第１学期から開講される「演習」への導入科目としてこれを位置付けている。

なお，修得した２単位は，外国語科目を除いた全学共通科目の卒業要件単位数２４単位の中に含まれる。

④情報リテラシー

「情報リテラシー」は，必修科目である。なお，修得した２単位は，外国語科目を除いた全学共通科目の卒業要件単位数２４単位の中に含まれる。

⑤学問への扉

「学問への扉」は，自由科目である。なお，修得した単位は，４単位を上限として，外国語科目を除いた全学共通科目の卒業要件単位数２４単位の中に含めることができる。

（2）主題科目

主題科目については，７単位以上を修得しなければならない。

また，主題科目については卒業要件とされる７単位を超えて修得した単位は，外国語科目を除いた全学共通科目の卒業要件単位数２４単位の中に含めることができる。

（3）学問基礎科目

学問基礎科目については，文系科目２単位以上，理系科目２単位以上，合わせて６単位以上を卒業要件単位として修得しなければならない。同一学問基礎科目からは，卒業要件単位として最大２授業（４単位）の履修を上限とする。

なお，６単位を超えて修得した単位は，外国語科目を除いた全学共通科目の卒業要件単位数２４単位の中に含めることができる。学問基礎科目は，最大１２単位まで卒業要件単位として認められる。ただし，「法学」および「政治学」は法学部以外の学生に向けて開講されるものであり，それらを履修し，単位を修得しても，卒業要件単位としては認められない。

（４）広範教養教育科目・高度教養教育科目

広範教養教育科目・高度教養教育科目は，自由科目である。なお，修得した単位は，４単位を上限として，外国語科目を除いた全学共通科目の卒業要件単位数２４単位の中に含めることができる。

（５）外国語科目

既修外国語（英語）または１種類の初修外国語（ドイツ語，フランス語，中国語および韓国語）のいずれか一方を６単位以上，他方を４単位以上卒業要件単位として修得しなければならない。

全学のネクストプログラム「グローバル人材育成」を履修する学生は，選択したプログラムの外国語一種類につき１０単位を修得すれば，卒業要件として認められる。ただし，本プログラムの中国語コースに参加する場合は，初修外国語（中国語）８単位と既修外国語（英語）２単位の合計１０単位で卒業単位と認定される。本プログラムの履修を中途で取り止めた場合や，修了認定されなかった場合，この特例措置は適用されない。上記ネクストプログラム「グローバル人材育成」を履修する学生のうち，中国語コースに属する者は「中国語速修Ⅰ」１単位に関しては履修上限に含まない。

Ⅳ．学部開設科目

１．概要

（１）学部開設科目の授業科目名，その種別，配当年次および単位数は，次頁の別表のとおりである。

（２）「必修科目」とは，卒業するために必ずその単位を修得しなければならない授業科目である。

（３）「選択必修科目」とは，各コースに指定されており，卒業するために定められた数の単位を必ず修得しなければならないものである。

（４）「選択科目」とは，各コースに指定されており，卒業するために定められた数の単位を必ず修得しなければならないものであって，次のとおりである。

① 別表の選択科目欄に定められた授業科目

② 別表の選択必修科目欄に定められた授業科目のうち，選択必修科目として修得単位数を計算されるものを除いた授業科目

（５）「自由科目」とは，自由に選択して単位を修得できるものであり，次のとおりである。

① 別表の自由科目欄に定められた授業科目

② 別表の選択科目欄に定められた授業科目のうち，選択科目として修得単位数を計算されるものを除いた授業科目

③ 別表で各自が選択したコース以外の他コースの選択必修科目欄または選択科目欄に定められた授業科目のうち，自コースの選択必修科目または選択科目欄に定められていない授業科目

別　表　（法律職コース）

区　分	必修・選択必修・選択・自由科目の別	配当年次	科目名	単位数
専門基礎科目	自由科目	１年次	基礎ゼミ	2
		２年次	プロゼミ（前期・後期）	各２
専門科目	必修科目	３年次	３年演習☆	4
		（３年次）	（特別研究）＊	（２）
		４年次	４年演習	2
	選択必修科目	１年次	民法Ⅰ（総則・法定債権）☆	4
			刑法各論Ⅰ☆	2
		２年次	刑法総論☆	4
			民事訴訟法Ⅰ☆	2
			刑事訴訟法Ⅰ☆	2
			刑法各論Ⅱ☆	2
			法文書作成Ⅰ☆	2
			法文書作成Ⅱ☆	2
		３年次	民事訴訟法Ⅱ☆	2
			刑事訴訟法Ⅱ☆	2
			発展的民事法☆	2
			発展的公法☆	2
			発展的刑事法（事例研究）☆	2
	選択科目	１年次	憲法入門	2
			民法入門	2
			刑事法入門	2
			政治学入門	2
			国際関係論	2
			平和学	2
			法思想史	2
			政治思想	2
		２年次	民法Ⅱ（物権）☆	4
			民法Ⅲ（債権総論・契約）☆	4
			民法Ⅳ（親族・相続）☆	4
			憲法Ⅰ☆	2
			憲法Ⅱ☆	4
			商法総則・商行為法	2
			手形法・小切手法	2
			行政法総論☆	4
			法哲学	2
			法社会学	2
			法制史	2
		３年次	会社法Ⅰ☆	2
			会社法Ⅱ☆	2
			保険法	2
			国際私法	2
			行政救済法Ⅰ☆	2
			行政救済法Ⅱ☆	2
			租税法Ⅱ	2
			知的財産法	2
			経済法Ⅰ	2
			経済法Ⅱ	2
			社会保障法	2
			労働法	2

区　分	必修・選択必修・選択・自由科目の別	配当年次	科目名		単位数
専門科目	選択科目	３年次	経済学部開設科目	会計学総論	２
				株式会社会計	２
				監査論	２
				ミクロ経済学Ⅰ，Ⅱ	各２
				マクロ経済学Ⅰ，Ⅱ	各２
				簿記入門	２
	自由科目	１～４年次	特別講義		時間数相当
			(特)海外研修（経済学部開設科目）		２
		２年次	公共選択論		２
			政治過程論		２
			行政学		２
			政治史		２
			外書講読		２
			国際法Ⅰ		２
			国際法Ⅱ		２
			租税法Ⅰ		２
			アジア・太平洋社会論		２
		３年次	地方自治法		２
			比較政治		２
			政治行動論		２
			地方自治論		２
			国際法Ⅲ		２
			東アジア政治論		２
			他学部等開設科目	経済学部の授業科目のうち上記の科目を除くその他の授業科目（少人数授業を除く）	時間数相当
				教育学部の授業科目のうち	
				日本史学Ⅰ	２
				日本史学Ⅱ	２
				西洋史学Ⅰ	２
				東洋史学	２
				他大学の授業科目のうち，別途に指定する科目	時間数相当
		４年次	卒業論文		４

（注１）特別講義の配当年次は開講される科目毎に指定される。

（注２）他大学および他学部開設科目については，履修制限が行われる場合がある。

（注３）他学部開設科目を履修しようとする場合は，必ず，当該学部の「修学案内」を確認すること。

（注４）全学のネクストプログラム「グローバル人材育成」，「ヒューマニティーズ（人文学）」，「DRI イノベーター養成プログラム」を履修する学生は，プログラムによって指定された科目につき，他学部の科目であっても１年次から選択することができる。

（注５）＊必修科目・３年次配当の特別研究は，早期卒業者のみ。早期卒業および法曹プログラムにおける早期卒業の場合は，特別研究を履修し単位を修得する必要がある。

（注６）☆印の科目は，法曹プログラム修了のための必修科目（卒業要件における必修科目と同じではない）

別　表　（公共政策コース）

区　分	必修・選択必修・選択・自由科目の別	配当年次	科目名	単位数
専門基礎科目	自由科目	１年次	基礎ゼミ	２
		２年次	プロゼミ（前期・後期）	各２
専門科目	必修科目	３年次	３年演習	４
		（３年次）	（特別研究）＊	（２）
		４年次	４年演習	２
	選択必修科目	１年次	民法Ⅰ（総則・法定債権）	４
		２年次	憲法Ⅰ	２
			憲法Ⅱ	４
			行政法総論	４
			行政学	２
		３年次	行政救済法Ⅰ	２
			行政救済法Ⅱ	２
			地方自治法	２
			社会保障法	２
			地方自治論	２
	選択科目	１年次	憲法入門	２
			民法入門	２
			刑事法入門	２
			刑法各論Ⅰ	２
			政治学入門	２
			国際関係論	２
			平和学	２
			法思想史	２
			政治思想	２
		２年次	民法Ⅱ（物権）	４
			民法Ⅲ（債権総論・契約）	４
			民法Ⅳ（親族・相続）	４
			刑法総論	４
			刑法各論Ⅱ	２
			民事訴訟法Ⅰ	２
			刑事訴訟法Ⅰ	２
			商法総則・商行為法	２
			手形法・小切手法	２
			国際法Ⅰ	２
			国際法Ⅱ	２
			法哲学	２
			法社会学	２
			租税法Ⅰ	２
			政治過程論	２
			公共選択論	２
			政治史	２
			アジア・太平洋社会論	２
			法制史	２
			法文書作成Ⅰ	２
			法文書作成Ⅱ	２
		３年次	労働法	２
			租税法Ⅱ	２
			国際法Ⅲ	２
			比較政治	２
			政治行動論	２
			会社法Ⅰ	２
			会社法Ⅱ	２
			保険法	２
			東アジア政治論	２

区　分	必修・選択必修・選択・自由科目の別	配当年次	科目名		単位数
専門科目	選択科目	３年次	経済学部開設科目	統計学入門	２
				経済史入門	２
				財政学Ａ，Ｂ	各２
				ミクロ経済学Ⅰ，Ⅱ	各２
				マクロ経済学Ⅰ，Ⅱ	各２
				経済政策	２
				社会政策Ａ，Ｂ	各２
				統計学	２
				国際経済学Ａ，Ｂ	各２
				会計学総論	２
	自由科目	１～４年次	特別講義		時間数相当
			(特)海外研修（経済学部開設科目）		２
		２年次	外書講読		２
		３年次	民事訴訟法Ⅱ		２
			刑事訴訟法Ⅱ		２
			国際私法		２
			経済法Ⅰ		２
			経済法Ⅱ		２
			知的財産法		２
			発展的民事法		２
			発展的刑事法（事例研究）		２
			発展的公法		２
			他学部等開設科目	経済学部の授業科目のうち上記の科目を除くその他の授業科目（少人数授業を除く）	時間数相当
				教育学部の授業科目のうち	
				日本史学Ⅰ	２
				日本史学Ⅱ	２
				西洋史学Ⅰ	２
				東洋史学	２
				他大学の授業科目のうち，別途に指定する科目	時間数相当
		４年次	卒業論文		４

（注１）特別講義の配当年次は開講される科目毎に指定される。

（注２）他大学および他学部開設科目については，履修制限が行われる場合がある。

（注３）他学部開設科目を履修しようとする場合は，必ず，当該学部の「修学案内」を確認すること。

（注４）全学のネクストプログラム「グローバル人材育成」，「ヒューマニティーズ（人文学）」，「DRI イノベーター養成プログラム」を履修する学生は，プログラムによって指定された科目につき，他学部の科目であっても１年次から選択することができる。

（注５）＊必修科目・３年次配当の特別研究は，早期卒業者のみ。早期卒業の場合は，特別研究を履修し，単位を修得する必要がある。

別　表　（企業法務コース）

区　分	必修・選択必修・選択・自由科目の別	配当年次	科目名	単位数
専門基礎科目	自由科目	１年次	基礎ゼミ	2
		２年次	プロゼミ（前期・後期）	各２
専門科目	必修科目	３年次	３年演習	4
		（３年次）	（特別研究）＊	（２）
		４年次	４年演習	2
	選択必修科目	１年次	民法Ⅰ（総則・法定債権）	4
		２年次	商法総則・商行為法	2
			民法Ⅱ（物権）	4
			民法Ⅲ（債権総論・契約）	4
			民法Ⅳ（親族・相続）	4
		３年次	会社法Ⅰ	2
			会社法Ⅱ	2
			労働法	2
			経済法Ⅰ	2
	選択科目	１年次	憲法入門	2
			民法入門	2
			刑事法入門	2
			刑法各論Ⅰ	2
			政治学入門	2
			国際関係論	2
			平和学	2
			法思想史	2
			政治思想	2
		２年次	手形法・小切手法	2
			租税法Ⅰ	2
			民事訴訟法Ⅰ	2
			憲法Ⅰ	2
			憲法Ⅱ	4
			刑法総論	4
			刑法各論Ⅱ	2
			行政法総論	4
			刑事訴訟法Ⅰ	2
			法哲学	2
			法社会学	2
			国際法Ⅰ	2
			国際法Ⅱ	2
			公共選択論	2
			アジア・太平洋社会論	2
			法制史	2
			法文書作成Ⅰ	2
			法文書作成Ⅱ	2
		３年次	保険法	2
			国際私法	2
			民事訴訟法Ⅱ	2
			租税法Ⅱ	2
			経済法Ⅱ	2
			社会保障法	2
			刑事訴訟法Ⅱ	2
			国際法Ⅲ	2
			知的財産法	2
			東アジア政治論	2

区　分	必修・選択必修・選択・自由科目の別	配当年次	科目名		単位数
専門科目	選択科目	３年次	経済学部開設科目	会計学総論	２
				経営史	２
				経営財務論	２
				中小企業経営論	２
				株式会社会計	２
				監査論	２
				経済史入門	２
				金融論Ⅰ，Ⅱ	各２
				ミクロ経済学Ⅰ，Ⅱ	各２
				マクロ経済学Ⅰ，Ⅱ	各２
				簿記入門	２
	自由科目	１～４年次	特別講義		時間数相当
			(特)海外研修（経済学部開設科目）		２
		２年次	政治過程論		２
			行政学		２
			政治史		２
			外書講読		２
		３年次	発展的民事法		２
			行政救済法Ⅰ		２
			行政救済法Ⅱ		２
			地方自治法		２
			発展的公法		２
			発展的刑事法（事例研究）		２
			比較政治		２
			政治行動論		２
			地方自治論		２
			他学部等開設科目	経済学部の授業科目のうち上記の科目を除くその他の授業科目（少人数授業を除く）	時間数相当
				教育学部の授業科目のうち	
				日本史学Ⅰ	２
				日本史学Ⅱ	２
				西洋史学Ⅰ	２
				東洋史学	２
				他大学の授業科目のうち，別途に指定する科目	時間数相当
		４年次	卒業論文		４

（注１）特別講義の配当年次は開講される科目毎に指定される。

（注２）他大学および他学部開設科目については，履修制限が行われる場合がある。

（注３）他学部開設科目を履修しようとする場合は，必ず，当該学部の「修学案内」を確認すること。

（注４）全学のネクストプログラム「グローバル人材育成」，「ヒューマニティーズ（人文学）」，「DRI イノベーター養成プログラム」を履修する学生は，プログラムによって指定された科目につき，他学部の科目であっても１年次から選択することができる。

（注５）＊必修科目・３年次配当の特別研究は，早期卒業者のみ。早期卒業の場合は，特別研究を履修し，単位を修得する必要がある。

２．履修方法

（１）科目の履修にあたっては，【法律職コース】，【公共政策コース】および【企業法務コース】の履修は，下記のとおり必修科目，選択必修科目，選択科目および自由科目別の単位数を修得できるように行わなければならない。

	法律職コース	公共政策コース	企業法務コース
必 修 科 目	演　　習　　６単位		
選択必修科目	１６単位以上		
選 択 科 目	３０単位以上		
自 由 科 目	４２単位以上		
合　計	９４単位以上		

【注】①　専門基礎科目４単位以上の履修を推奨する。

②　他大学および他学部の授業科目から修得しうる単位数は２２単位以下である。

※編入学生が入学前に他大学等で修得し，法学部の学部開設科目として認定された単位を含む。

※海外の大学で修得し，法学部開設科目として認定された単位がある場合，他大学（当該の海外の大学を含む）・他学部の科目で卒業要件単位として認定されるのは，最大２８単位とする。

（２）選択必修科目のうち，卒業要件を満たすために必要な単位数を超えて単位修得したものは，選択科目にあてることができる。

（３）選択科目（上記（２）により，選択科目にあてられた選択必修科目を含む）のうち，卒業要件を満たすために必要な単位数を超えて単位修得したものは，自由科目にあてることができる。

３．開講授業科目等の公示

開講される授業科目，授業時間および授業担当教員は，各年度の始めに公示される。

４．専門基礎科目の履修

（１）専門基礎科目は，「基礎ゼミ」，「プロゼミ」の２科目である。

①　「基礎ゼミ」は，ゼミナール形式で行われ，リーガル・マインドや政策マインドを育むための導入的な内容を学習する。なお，履修できるのは，１年次１科目のみである。

②　「プロゼミ」は，ゼミナール形式で行われ，各専門領域の基礎的な知識の修得および実際の問題発見・解決につなげるための技法（専門書・論文・判例の読み方，データ収集・処理技術，文章技術，プレゼンテーション技術，質疑作法，交渉術等）の修得を目的とする。

なお，「プロゼミ」は，２年次にのみ最大２科目まで履修できるが，２科目の履修を希望する場合は，〔第１学期　１科目・第２学期　１科目〕の履修のみ可能であり，〔（第１学期　２科目）又は（第２学期　２科目）〕の履修はできない。また，第１学期と第２学期を通して，同一教員の科目を履修することはできない。

（２）専門基礎科目のうち「基礎ゼミ」および「プロゼミ」は，専門科目の履修に必要な基礎的能力を

養成することを目的としているため，両者を履修することが望ましい。

５．１年次における学部開設科目の履修

（１）１年次においては，専門基礎科目である「基礎ゼミ」の他，専門科目のうちから「憲法入門」，「刑事法入門」，「民法入門」，「政治学入門」，「民法Ⅰ（総則・法定債権）」，「刑法各論Ⅰ」，「国際関係論」，「法思想史」，「政治思想」，および「平和学」を履修することができる。

１年次ではこれ以外の専門科目の履修は認められない。

（２）「憲法入門」，「刑事法入門」，「民法入門」，「政治学入門」の４つの入門科目については，これら全てを履修することによって法学部の専門分野全体を概観できるようになるため，できるかぎり全科目を履修することが望ましい。

（３）「民法Ⅰ（総則・法定債権）」は，すべてのコースの「選択必修科目」に指定されているので，履修することが望ましい。

６．履修コースの選択

（１）履修コース制の目的

履修コース制は，学生が，卒業後各職場において法的能力を発揮するに足る法の基本を修得するだけでなく，関連する専門分野をも併せて履修することによって，多様化し，かつ，高度に発展しつつある学術と社会に対応する能力を備えるようになることを目的とする。

（２）各コースの名称と趣旨

学生は，次のいずれか一つのコースを選択し，各コースに指定された選択必修科目，選択科目および自由科目の区分に従って授業科目を履修しなければならない。なお，「演習」の履修は，原則としてコースの選択によって限定されない。

【法律職コース】

法科大学院に進学して法曹となろうとする者や，司法書士・社会保険労務士・土地家屋調査士・税理士等，その他の法律分野の資格を取得しようとする者のためのコースである。これらの資格取得のために，高いレベルの法的専門知識・技術の確実な修得を目標とする。そのために，基本的な法律学（いわゆる六法）の教育を中心に置き，さらに，法科大学院進学に備えて法律知識を運用する力を培うための科目群を用意する。そのほかにも法律職の実務を見据えた実践的な内容の教育を行う。特に法科大学院進学を目指す学生向けに，「法曹プログラム」もある。

【公共政策コース】

国や地方自治体等の公務員や NGO・NPO の職員等，広く公共的価値の実現を担おうとする者のためのコースである。公共的価値を地域等の社会に実現していくために求められる専門的かつ実務的な知識だけでなく，絶えず変化し続ける複雑な社会において新たに生み出されてくる諸問題を発見し適切な解決策を構想する実践的な能力を育成することを目標とする。そのために，人権保障をはじめとする憲法の基本原理，その実現のための諸制度の学習を基本に置き，その他の法律学・政治学の学習を通じて，法的判断能力や政策立案能力を育成する。

【企業法務コース】

企業において中核的な役割を果たす有為な人材を養成することを主眼とする。情報化・国際化した現代社会において企業活動に求められる専門的かつ実務的な法知識，自ら「考える力」としての問題発見・解決能力を育成・向上させることを目標とする。そのために，経営法務，労務，税務，金融，国際取引，公正取引等の企業法務に関連する科目を中心に置きつつ，その他の法律学および経済学・経営学の分野にも明るい柔軟な思考力・対応能力を備えた人材の育成を目指す。

（３）コースの選択

学生は，１年次２月までにコースを選択し届け出なければならない。選択したコースは，２年次に変更することができる。

７．「外書講読」

２年次配当の「外書講読」（自由科目）では，法律学，政策科学に関する基礎的，入門的な外国語文献を講読する。

８．「演習」の履修

（１）履修年次

「演習」は，３年次（通年）および４年次（第１学期または第２学期）に履修しなければならない。

（２）履修資格

「演習」を履修しうる者は，２年以上在学し，２年次前期終了時点までに下記の単位を修得した者に限る。ただし，編入学生についてはこの限りでない。

なお，３年次第１学期に「演習」を履修できなかった場合，４年間で卒業できなくなる可能性があるので留意すること。

<table>
<tr><td rowspan="9">全学共通科目</td><td>ライフデザイン</td><td rowspan="9">１４単位以上</td></tr>
<tr><td>健康・スポーツ</td></tr>
<tr><td>大学入門ゼミ</td></tr>
<tr><td>情報リテラシー</td></tr>
<tr><td>学問への扉</td></tr>
<tr><td>主題科目</td></tr>
<tr><td>学問基礎科目</td></tr>
<tr><td>広範教養教育科目</td></tr>
<tr><td>高度教養教育科目</td></tr>
<tr><td rowspan="3">外国語科目</td><td>１種類</td><td>２単位以上</td></tr>
<tr><td>その他１種類</td><td>１単位以上</td></tr>
<tr><td colspan="2">※グローバル人材育成プログラム参加登録者は，
１種類　３単位以上</td></tr>
<tr><td>学部開設科目</td><td colspan="2">１４単位以上</td></tr>
<tr><td>合計</td><td colspan="2">３１単位以上</td></tr>
</table>

（３）「演習」の内容および履修方法は，事前に公示される。

９．特別講義

特別講義は，現在重要な問題になっている先端的な分野について，関係分野の専門家である実務家，研究者等の非常勤講師または本学部の教員が特別に行う講義である。

10.　「卒業論文」（［２］Ｆ「卒業論文作成要領」参照）

（１）「卒業論文」は３年次末まで（４年生以上は前年度末まで）に学部開設科目について７０単位以上修得（４年生以上は演習を除く）した者が履修することができる。ただし，昼間コース編入学生は，上記単位数を６２単位以上（演習を除く。既修得単位として認定された単位数を含む）とする。

（２）４年次の６月末までに指導教員（必ずしも，演習指導教員でなくともよい。）を決め，所定の手続をすること。

（３）「卒業論文」の提出期限は１月末日（土日を除く。）１７時とする。

11. 他大学等開講授業科目の履修による単位修得制度

香川大学が単位互換協定を締結している他の大学が開講し，かつ香川大学法学部が指定する授業科目を履修し，そこで修得した単位を，法学部の卒業要件単位（自由科目）として認定する。履修登録に当たっては，教員による審査を行う場合がある。

なお，他大学および他学部の授業科目から修得しうる（卒業要件単位として認められる）単位数は２２単位以下である。

※編入学生が入学前に他大学等で修得し，法学部の学部開設科目として認定された単位をこれに含む。

※海外の大学で修得し，法学部開設科目として認定された単位がある場合，他大学（当該の海外の大学を含む）・他学部の科目で卒業要件として認定されるのは，最大２８単位とする。

履修登録が認められた他大学等開講授業科目の単位数は，履修登録制限の単位数に含まれるので，注意すること。

12. 授業以外での単位修得制度

以下にあげる事業の修了者および試験の合格者には，「特別講義」の一つを履修したものとして単位を認定し，それを卒業要件単位の中に含める。成績はいずれも「合格」と表記し，秀優良可の評価は行わない。なお，関連する手続き等は掲示による。

（１）インターンシップ

・修了者には２単位を与える。

・履修資格者は３年次生とする。

（２）法学検定試験

・認定される授業科目，認定される単位，対象となる検定試験は以下の表による。

授業科目	単位	検定試験	受験時期
（特）法学検定試験（ベーシック）	2	法学検定試験ベーシック〈基礎〉コース	２年次末まで
（特）法学検定試験（スタンダード）	2	法学検定試験スタンダード〈中級〉コース	３年次末まで
（特）法学検定試験（アドバンスト）	4	法学検定試験アドバンスト〈上級〉コース	制限なし

編入学生および他学部から法学部３年次に転学部した者に対しては，いずれのコースについても受験時期の制限を設けない。

・単位認定の申し出は，毎年，第２学期定期試験期間中とし，本学在学中に実施した法学検定試験のみを申請対象とする。

（３）簿記検定試験

・認定される授業科目，認定される単位，対象となる検定試験は以下の表による。

授業科目	単位	検定試験	受験時期
（特）簿記検定試験（初級）	2	日本商工会議所簿記検定試験初級	２年次末まで
（特）簿記検定試験（３級）	2	日本商工会議所簿記検定試験３級	
（特）簿記検定試験（２級）	4	日本商工会議所簿記検定試験２級	制限なし
（特）簿記検定試験（１級）	4	日本商工会議所簿記検定試験１級	

編入学生および他学部から法学部３年次に転学部した者に対しては，いずれのコースについても受験時期の制限を設けない。ただし，編入学生，他学部からの転学部生は，他大学・他学部在学時に取得した簿記検定を，本学部入学後に単位認定することはできない。

・単位認定の申し出は，毎年，第２学期定期試験期間中とし，本学在学中に実施した簿記検定試験のみを申請対象とする。

（４）国連大学グローバル・セミナー（各セッション）

・認定される単位数は，卒業までに，１セッション＝２単位までとする。

・単位認定の申し出は，毎年，第２学期定期試験期間中とし，本学在学中に実施した国連大学グローバル・セミナーのみを申請対象とする。

13. 保証人への成績通知について

毎年２回（５月中，１０月中），保証人に対し，各学期終了時の「学業成績通知書」を送付する。

※１年次生は１０月からの送付とする。

保証人への成績通知を希望しない学生は，「保証人の同意書」（所定様式）を学務第一係へ提出すること。

Ⅴ．履修方法

１．履修手続

（１）学生は，各年次の始めに履修計画をたて，第１学期および第２学期に履修しようとする授業科目（他学部の授業科目含む）を，各学期の指定の期日までに届け出なければならない（［８］「履修登録について」参照）。ただし，「卒業論文」および集中講義については，その都度指定の期日内に届け出ること。

履修登録を終えたら，必ず「履修登録確認表」を各自印刷し，保管しておくこと。

（２）授業科目の単位は，分割して修得することはできない。

（３）一度修得した単位は，取り消すことはできない。

（４）一度修得した授業科目は，再度履修することはできない。ただし，実質的に講義内容を異にする特別講義と「外書講読」は除く。

（５）同一時間に，２授業科目以上履修することはできない。

（６）不合格となった科目については，改めて履修しなければ単位を修得することができない。

（７）各年次の学生は，上級年次配当の授業科目を履修することができない。

（８）履修登録制限について

履修登録できる単位数を下記①～④のとおりとする。下記の単位数を超えての履修登録は認められない。

① １年次から本学部に入学している者

【年間：４４単位まで，半期：２６単位まで】

例１　第１学期　２２単位　　第２学期　２２単位

例２　第１学期　２６単位　　第２学期　１８単位

② 編入学生

【年間：５２単位まで，半期：３０単位まで】

（※編入学生のみ，全学共通科目を履修登録制限の単位数から除外する。）

③ 他学部から法学部２年次に転学部した者

【年間：４４単位まで，半期：２６単位まで】

④ 他学部から法学部３年次に転学部した者

【年間：５２単位まで，半期：３０単位まで】

〔注意事項〕

１．「履修登録したが，授業を受けなかったもの」，「単位を修得できなかったもの」も履修登録制限の単位数に含む。

２．集中講義（全学共通科目および他学部開設科目を含む），教育学部開設の教職科目，知プラｅ科目等のｅ-Learning 科目，卒業論文，特別研究（早期卒業生のみ）および授業以外の単位修得制度に基づく各事業・試験については，履修登録制限の単位数から除外する。

３．通年科目については，第１学期・第２学期に二分して履修登録制限の単位数を計算する。

４．「３年演習」については，各学期（第１学期および第２学期）ごとに２単位，「４年演習」については，開講学期に２単位として履修登録制限の単位数を計算する。

２．試験および単位の修得

（１）授業科目を履修した者は，試験等の成績により合格と判定されることによって，所定の単位を修得する。

（２）履修した科目の開講時数の２/３以上出席していない場合は，単位を修得できない。

（３）試験は，「受験心得」（［３］A 参照）に従って受けなければならない。

（４）成績評価は，秀，優，良，可，不可に分け，秀，優，良，可を合格とする。

学則に定める評語に代え，評点による場合は次表のとおりとする。ただし，秀は履修者の１０％以内とする。

学則に定める評語	評点	講義科目	少人数授業
秀	90 以上	10%以内	10%以内
優	80～90 未満	20%程度 (秀と合わせて 30%程度)	
良	70～80 未満		
可	60～70 未満		
不可	60 未満		

（５）やむを得ない理由により試験に欠席した者に対しては，「追試験及び再試験に関する規則」（［３］C 参照）の定めるところにより，追試験が許可されることがある。

〔２〕授業に関する諸注意について

Ａ　演習履修手続

１．演習の曜日および時間

原則として，月曜日，火曜日，木曜日，金曜日の第４・５校時に行う。

例外的に，上記以外の開講もあるので，各演習の開講曜日等については，各自掲示板で当該年度の時間割表を確認すること。

２．演習履修手続要領

（１）　３年次演習に関するガイダンス

演習履修希望者は，必ず，３年次演習に関するガイダンスに出席しなければならない。また，演習選考に先立ちオープンゼミ及び各演習の説明会を実施するので可能な限り参加すること。オープンゼミ等の日程は別途，掲示にて周知する。

（２）　演習の選考

演習の選考は，第１次選考および第２次選考の２回とする。ただし，第２次選考は第１次選考の結果，所属演習先が決まらなかった演習履修希望者を対象に行う。

演習履修希望者で第２次選考の結果，所属が決まらなかった者及びやむを得ない理由で第２次選考を欠席した者については，学務第一係に申し出ること。教務委員会が斡旋し，なお決まらない者がある場合には，教授会で審議する。

第１次選考及び第２次選考に出席せず，斡旋にも申し出なかった場合は，演習履修の意思がないものとする。

選考基準等（別途掲示）を設定している演習を希望する者は，当該選考基準等を満たしている必要がある。

単位取得状況により演習の履修資格を満たさなかった者については，次年度に再度，演習履修手続をしなければならない。

演習選考手続の流れ

① ３年次演習に関するガイダンス，オープンゼミ，各演習の説明会
② 第１次演習希望調書の提出
③ 第１次演習希望者数公表と希望変更受付，第１次演習希望者数（変更後）公表
④ 第１次選考（面接等），教員による選考結果報告，第１次演習内定者・第２次選考者に対する説明会の開催演習の公表

⑤ 第２次選考者に対する説明会，第２次演習希望調書提出
⑥ 第２次演習希望者数公表と希望変更受付，第２次演習希望者数（変更後）公表
⑦ 第２次選考（面接等），教員による選考結果報告，第２次演習内定者公表
⑧ 教務委員会による斡旋等

（３） 所属演習の内定及び決定

全ての演習選考終了後，所属演習が内定するが，決定は，第２学期の成績発表後とする。

（４） 履修登録

各学生は，所属演習先が決定したら，次年度前期の履修登録期間内に忘れずに履修登録をすること。

※所属演習教員に提出した「演習希望調書」だけでは，履修登録は完了していないので，注意すること。

Ｂ　欠席届について

やむを得ない事情によって授業を欠席する（した）場合は，欠席届（所定の用紙）を学務第一係で受け取り，授業を欠席した日から原則１週間以内に欠席した科目の担当教員に提出すること。

Ｃ　特別な事由による欠席について

以下の各号に該当する事由による欠席は，これを出席したものとみなす取扱いとする。

（１）天災その他の非常災害により，通学不能となる場合
（２）学校保健安全法施行規則（昭和３３年文部省令第１８号）第１８条に規定する感染症に罹患した場合又は罹患しているおそれがある場合
（３）配偶者及び三親等以内の親族の死亡による忌引の場合
（４）裁判員又は裁判員候補者として任務を果たす場合
（５）その他，法学部教務委員会の議を経て学部長が相当と認めた場合

これらに該当する事由により授業を欠席した，又は欠席することになる学生は，原則１週間以内に以下の手続きをとること。

① 「特別な事由による欠席届」（学務第一係で配布）に必要事項を記入し，欠席届の裏面に記載された証明書等の必要書類を添付して，学務第一係に提出する。
② 学務第一係で確認印を受ける。
③ 授業の担当教員に「特別な事由による欠席届」を提出する。

Ｄ　集中講義について

①日程・履修方法等については，６月頃掲示にて周知する。
②受講者数が教室の収容人員を著しく超える場合は受講を制限する。制限は，他学部学生から行い，単位互換協定に基づく特別聴講学生は制限の対象から除く。

Ｅ　気象に関する警報の発表等の場合における休講措置の基準について

全ての学部及び研究科の開講科目並びに全学共通教育の開講科目に関して，特別警報及び気象警報の発表等の場合における休講の措置は，次の基準による。

なお，休講の措置については，掲示及びホームページへの掲載等により周知する。

１．特別警報の発表による場合

各キャンパスの所在する地域に特別警報の発表があった場合は，当該キャンパスの全ての授業を直ちに中止する。

２．気象警報の発表による場合

（１）昼間の授業について

指定する地域に，大雨，洪水，暴風又は大雪の警報が，午前６時３０分に発表されている場合は休講とする。午前６時３０分以降に発表された場合は，発表された時刻以降に開始する授業を休講とする。

ただし，午前１０時３０分の時点で警報が解除されている場合で，かつ，それ以降に発表されないときは，午後１時以降に開始される授業を実施する。

（２）夜間の授業（午後６時以降に開始する授業）について

指定する地域に，大雨，洪水，暴風又は大雪の警報が，午後３時に発表されている場合は休講とする。午後３時以降に発表された場合は，発表された時刻以降に開始する授業を休講とする。

（３）前２号の指定する地域を次のとおり定める。

幸町キャンパス及び林町キャンパスは高松市とし，医学部キャンパス及び農学部キャンパスは，高松市又は三木町とする。

なお，居住地の気象状況又は交通機関の運休等により，登校できなかった学生については，補講等により個別に対応するものとする。

（４）教育実習，臨床実習，臨地実習及びフィールドワーク科目等の授業で前各号によりがたい場合は，その都度，その授業を開講する部局の長が判断し措置する。

３．その他非常時の場合

学部，研究科及び全学共通教育の開講科目については，学部長等が判断し措置する。

附　則

１　この申合せは，平成２６年４月１日から施行する。

２　この申合せの施行により，気象警報の発令等の場合における休講措置の基準について（平成２２年１月６日制定）は，廃止する。

３　この申合せは，平成２７年１月１日から施行する。

（平成２６年　２月２４日（全学）教務委員会申合せ）

（平成２６年１１月１７日（全学）教務委員会一部改正）

Ｆ　卒業論文作成要領

１．卒業論文は，論文指導教員の指導の下，作成すること。

２．日本語の場合には，Ａ４版白紙を用い（１ページ４０字×３５行），１６０００字以上とする。
外国語の場合には，Ａ４版白紙を用い（１ページ上下左右の余白を２５㎜ 取り，４０字×３５行，英語の場合，４０００ワード以上とする）作成する。

３．卒業論文は，フラットファイルを用いて綴じ，提出すること。

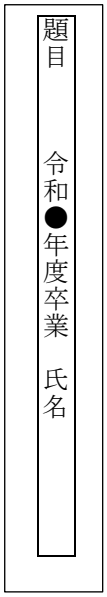
４．表紙と背表紙は，次のとおり表記すること。

５．１月末日（土日を除く最終日の１７時締切）までに学務第一係に提出すること。

（表紙）



（背表紙（拡大））



（昭和６３年１２月２１日教授会決定）
（平成　９年　９月１７日一部改正）
（平成２０年　３月１７日一部改正）
（令和　５年　２月１１日一部改正）

〔３〕定期試験の受験について

Ａ　受　験　心　得

１．（受験資格）

履修届を出して履修した授業科目に限り，受験することができる。

２．（学生証の携行）

受験に際しては，学生証を必ず携行し，これを机上の右上隅に置くこと。万一学生証を忘れて来た場合には，試験開始前に学務第一係に申し出て，仮学生証（発行当日限り有効）の交付を受けて，これに代えること。

３．（定刻厳守の原則）

試験開始の時刻に遅れて来た者は，受験できない。ただし，１５分以内の遅刻の者に対しては，その遅刻がやむを得ない理由による場合に限り，監督教員が受験を許可することもある。

４．（不正行為等の禁止）

試験中は，カンニング等の不正行為はもちろんのこと，私語及び物品の貸借もしてはならない。

５．（所持品の整理）

試験中は，筆記具，消しゴム及び特に許可された物品以外の所持品を，椅子の下に置くこと。

なお，携帯電話は，電源を切り，他の所持品とともに整理して置くこと。

６．（氏名等の記入）

答案用紙の所定欄への学籍番号及び氏名の記入は，万年筆又はボールペン等を用い試験開始後直ちに行うこと。

７．（退　室）

試験開始後１５分以内及び試験終了５分前は退室できない。

上記の時間以外に退出する場合には，答案用紙を必ず監督教員に提出すること。

監督教員から指示された出入り口以外から退室してはならない。

一度退室した者は，再び入室することはできない。

８．（試験終了時の注意）

監督教員から試験終了の指示があった際は，直ちに解答をやめること。

答案の回収については，監督教員の指示に従うこと。

監督教員の指示があるまで席を立たないこと。

９．（監督教員の指示）

監督教員の指示に従うこと。

監督教員の指示に従わない場合には，退室を命じる。

この場合，当該受験科目の単位認定を行わないものとする。

（昭和５６年　７月１５日教授会決定）
（昭和６１年１２月１７日一部改正）
（平成１０年　１月２１日一部改正）
（平成１７年　１月１９日一部改正）
（平成１９年　３月　５日一部改正）
（平成２３年　７月２０日一部改正）

Ｂ　試験中の不正行為について

１．試験中，不正行為を発見したときは，その者の解答を即時中止させ，所定の場所に待機させる。

２．不正行為をしたと認定された者に対しては，演習を除き，その学期に履修した全授業科目の成績を判定しない。

３．不正行為をしたと認定された者に対しては，学則第８４条第２項から第４項までの規定に基づき懲戒する。

（昭和５６年　７月１５日教授会決定）
（平成　８年　４月１７日教授会決定）
（平成　９年１０月１５日教授会決定）

Ｃ　追試験及び再試験に関する規則

（趣旨）

第１条　香川大学学則第54条第２項及び第55条の規定に基づく追試験及び再試験については，この規則の定めるところによる。

（追試験の事由）

第２条　次の各号の事由により定期試験に欠席した者に対しては，別に追試験を行う。

(1)　天災その他の非常災害
(2)　交通機関の突発事故
(3)　負傷又は疾病
(4)　三親等内の親族の死亡による忌引
(5)　就職試験の受験
(6)　勤務上やむを得ない事由（法学部及び経済学部の夜間主コースの者のみ）
(7)　その他大学教育基盤センター及び当該学部において相当と認める事由

（再試験）

第３条　全学共通科目については，教育学部，法学部，経済学部，創造工学部及び農学部にあっては第４年次において６単位以内に限り，医学部にあっては第１年次において６単位以内に限り，別に再試験を行うことができる。

第４条　教育学部及び農学部の学部開設科目については，第４年次において３科目以内に限り，別に再試験を行うことができる。

第５条　法学部及び経済学部の学部開設科目については，原則として再試験は行わない。

第６条　医学部の学部開設科目については，別に再試験を行うことができる。

第７条　創造工学部の学部開設科目については，第４年次において６単位以内に限り，別に再試験を行うことができる。

（追試験の手続）

第８条　第２条の規定による追試験の許可を受けようとする者は，欠席した試験が行われた日の翌日から起算して７日以内に，その試験に欠席した事由を証明する書類を添えて，全学共通科目については大学教育基盤センター長に，学部開設科目については当該学部長に願い出なければならない。

（再試験の手続）

第９条　第３条から第７条までの規定による再試験の許可を受けようとする者は，成績評価の発表があった日から起算して７日以内に，全学共通科目については大学教育基盤センター長に，学部開設科目については当該学部長に願い出なければならない。

（定期試験以外）

第10条　定期試験以外の追試験及び再試験に関し必要な事項は，その都度掲示する。

附　則

この規則は，平成16年４月１日から施行する。

附　則（平成18年４月１日）

１　この規則は，平成18年４月１日から施行する。

２　平成17年度以前の入学者に係る再試験の取扱いについては，改正後の第３条及び第６条の規定にかかわらず，なお従前の例による。

附　則（平成27年４月１日）

この規則は，平成27年４月１日から施行する。

附　則（平成29年４月１日）

１　この規則は，平成29年４月１日から施行する。

２　平成28年度以前の入学者に係る再試験の取扱いについては，改正後の第３条の規定にかかわらず，なお従前の例による。

附　則（平成30年４月１日）

１　この規則は，平成30年４月１日から施行する。

２　平成 29 年度以前に入学した者に係る再試験については，改正後の第３条，第４条及び第７条の規定にかかわらず，なお従前の例による。

D　就職試験等を事由とする追試験について

１．以下の事由により追試験の許可を受けようとする場合は，必要書類を添付の上，「追試験許可願」を定められた期限までに学務第一係に提出するものとする。

（１）就職試験の場合

・会社の証明書（任意様式）

※必要な記載事項

学生氏名，会社名，来社日時，会社所在地，人事担当者名，

会社印または人事担当者印，来社事由

（２）入学試験の場合

・受験している証明書（受験票のコピー）

※事前に「他大学受験許可願」を提出していること。ただし，大学院入試は除く。

２．原則として，インターンシップ実施委員会が承認した「（特）インターンシップ」以外のインターンシップを事由とする追試験の申請は許可しない。ただし，インターンシップ実施主体が就職試験の一部であることを証明する場合は除く。

（平成１９年５月９日　教務委員会決定）

（令和　３年３月４日　教務委員会決定）

E　追試験に関する注意事項について

１．追試験日は，法学部の試験等行事に関する日程を確認すること。

※　変更のある場合には，掲示にて周知する。

なお，追試験を既定の日程で実施することが不可能な場合（天候等）に限り，

別途追試験日を定める。

２．追試験を受験しなかった場合，再度の追試験は行わない。

〔４〕学生表彰・成績優秀者について

（１）法学部における学生表彰の選抜について

以下の基準により学生表彰候補者を選抜する。

① ２～４年次生より，各学年のＧＰＡ値上位２名。卒業生については，ＧＰＡ値上位１名。

※ただし，ＧＰＡ値について上位２名が決しない場合，四捨五入前の数値に基づいてこれを決する。

② ２～４年次生（４年を超える在学者を含む。以下同じ）にあっては前年度１年間の成績を，卒業生にあっては在学中の全成績を評価の対象とする。

２～４年次生について，表彰対象者となるに必要な最低修得単位数は，以下のとおりとする。

（昼間コース）２・３年次生は４０単位，４年次生は３０単位

③ 「成績評価の対象となる科目」及び「最低修得単位数に数えられる科目」については，以下のとおりとする。

「成績評価の対象となる科目」は，「香川大学の５段階評価が適用され，かつ，その単位を法学部の卒業要件に算入できる科目」を対象とする。

「最低修得単位数に数えられる科目」は，卒業要件単位となる全ての科目とする。したがって，成績が「認定」・「合格」と表記される科目も含まれる。

④ 成績評価対象期間に，学則等による懲戒処分や学部長による注意処分等を受けたことにより学則第７１条第２項に該当しないと判断される者，および長期の休学などの事情により学生表彰候補者となるにふさわしくないと判断される者は，学生表彰候補者となることはできない。

（２）法学部成績優秀者の表彰について

以下の基準により成績優秀者を選抜し，表彰する。

① ＧＰＡ値が３．０以上（小数点第２位を四捨五入することでＧＰＡ値が３．０になる場合も含む）の在学生及び卒業生。在学生については原則として６月に，卒業生については卒業式当日に表彰式を行う。

② ２～４年次生（４年を超える在学者を含む。以下同じ）にあっては前年度１年間の成績を，卒業生にあっては在学中の全成績を評価の対象とする。また，表彰対象者となるに必要な最低修得単位数は，２・３年次生は４０単位，４年次生は３０単位，卒業生は１２８単位とする。

「成績評価の対象となる科目」及び「最低修得単位数に数えられる科目」については，以下のとおりとする。

③ 「成績評価の対象となる科目」は，「香川大学の５段階評価が適用され，かつ，その単位を法学部の卒業要件に算入できる科目」を対象とする。

「最低修得単位数に数えられる科目」は，卒業要件単位となる全ての科目とする。したがって，成績が「認定」・「合格」と表記される科目も含まれる。

〔５〕「学務第一係」で行う各種手続等について

「学務第一係」窓口受付時間【平日８：３０～１７：１５】

① 土曜日，日曜日，休日，教職員夏季一斉休業（８月中旬）および年末年始（１２月２９日～１月３日）は，業務を行わないので，用件は事前に済ませておくこと。

② 窓口での各種申込み・受取りの際は，必ず学生証を提示すること。

③ 電話による問い合わせ（行事予定，休講，学籍，試験，成績，その他）については，間違いを生じやすく，また事務上の支障にもなるので応じられない。不明な点については，直接窓口に問い合わせること。

１．証明書等の申し込みについて

各種証明書は，基本的に申請日の翌日渡しである（自動発行機を除く）。

＊特殊な証明書は発行に時間がかかる（約１週間）ので，余裕を持って申し込むこと。

証　明　書　の　種　類	発　行　場　所
・在学証明書 ・成績証明書 （最終学年であり，卒業見込みの者のみ） ・卒業見込証明書 （最終学年であり，卒業見込みの者のみ） ・ＪＲ学割証 ・健康診断証明書 （保健管理センターで定期健康診断を受診した者のみ）	証明書自動発行機 （大学会館１階に設置）
・成績証明書（３年次以下） ・通学証明書（ＪＲ等） ・英文証明書等特殊な証明書＊	学務第一係　窓口

※原則，休学中の学生には証明書は発行しない。

２．保証人の変更等について

保証人の姓名や住所に変更があったときは，所定用紙により学務第一係に速やかに届け出ること。

３．学生証について

① 学生証は，試験を受ける時，諸証明書の交付を受ける時，通学定期券を購入する時等に必要なため，常に携帯すること。

② 学生証を紛失・汚損した時は，直ちに教育企画課に届け出て，再交付を受けること。

③ 卒業，退学等により学籍を離れる時は，直ちに返納しなければならない。

４．教室等の使用について

① 使用日３日前（土・日・祝日を除く）までに「施設・設備使用願」を学務第一係に提出すること。

② 使用時間は，原則として平日　９：００～２１：００

長期休業中は平日　９：００～１７：１５　である。

③ サークル（体育系，文化系）については，学生生活支援課の了承を得ること。

④ 清掃業者の防げとならないようにすること。

⑤ 休業日，定期試験期間(前日及び予備日を含む)，入試期間中（準備期間を含む）の使用はできない。

５．レポート提出上の注意について

① レポート等の提出先が学務第一係の場合，窓口の向かいに設置されているレポートボックスに提出すること。その際，学籍番号，氏名は忘れずに記入しておくこと。

② 提出期限は，教員より指示された日時とする。期限後の提出は受け付けない。

６．成績評価結果に対する異議申立てについて

成績発表後，評価に異議がある場合には，当該授業科目を開講する学部又は大学教育基盤センター（以下「学部等」という。）の長に対し，各学部等の事務担当部署を通じて，所定の「成績異議申立書」を各学部等の事務担当部署が定める期間内に提出すること。

７．学生への連絡方法について

学生に周知及び連絡を要する事項は，教務システム，香川大学 Moodle，大学ホームページ，香川大学 mail，掲示板によって行うので必ず確認すること。見忘れ，見落とし，見間違いは，自己の責任となるので，十分に注意すること。

また，掲示物について，不明な点がある場合は，独断せずに直接窓口に問い合わせること。

〔６〕休学・退学について

１．休学・退学について

①　手続き前に

休学・退学の手続きを要する事が生じたときは，入学時に配付の「学生便覧」の諸規程を読み，また指導教員に相談するなど，十分に考慮してから手続きをとること。

②　手続きについて

休学・退学願を提出する前に，授業料の納入，奨学金の返還手続き及び図書館貸出図書の返還を済ませること。

休学・退学願は，指導教員との面接を済ませてから学務第一係窓口へ提出する。退学の時は，学生証（図書館利用証）を返還すること。

③　休学

病気その他の理由により引き続き２月以上修学ができない者は，学長の許可を得て，休学することができる。休学は，１年を超えることができない。ただし，特別の理由がある場合は，１年を限度として，引き続き休学することができる。休学期間は通算して４年を超えることができない。

休学期間は，在学期間に算入されない。ただし，復学により休学期間が２月に満たないときは，その期間は在学したものとみなす。

④　休学する場合の授業料の取扱い

授業料納付期限（５月末および11月末）までに休学願を受理された場合，月割計算により休学期間の授業料を免除する。

ただし，授業料徴収月（５月および11月）を過ぎて休学願を受理された場合は，その期の授業料を全額納入することになるので，休学願の提出日には十分注意すること。

学　期	休学願提出日	授　業　料	休学開始日
前　期 (4/1～9/30)	前年度3月中	全額免除	4/1
	4月中	年額の12分の1の金額を納入	5/1
	5月中	年額の6分の1の金額を納入	6/1
	6月以降	全額納付	7/1
後　期 (10/1～3/31)	9月中	全額免除	10/1
	10月中	年額の12分の1の金額を納入	11/1
	11月中	年額の6分の1の金額を納入	12/1
	12月以降	全額納付	1/1

⑤　手続き一覧

事由	提出書類	担当係	期日・期限
休学するとき	休学願	学務第一係	事由発生のとき
退学するとき	退学願		
休学を継続するとき	休学願		学務第一係の指定する期日
休学期間が満了するとき	復学願		

※病気の理由によるときは，医師の診断書を添付すること。

２．他大学受験の取扱いについて

他大学の入学試験および編入学試験を受験するときは，「他大学受験許可願」を提出すること。

他大学受験のための休学はできない。

〔７〕法学部ディプロマポリシーと履修コースの選択

１．法学部ディプロマポリシー

香川大学法学部では，その教育理念に基づき，開かれた自由で民主主義的な社会を支える公共的市民，法学的素養を備えた専門職業人を育成する。すなわち，世界の多様性とそこから生ずる諸問題を把握し，その解決に向けての法律学・政治学の基本的理念の知識を適切に用いて自他の尊厳を守ることができる人間を育成する。本学部を修了し，本学が送り出す学士（法学）・21 世紀型市民として身につけるべき能力・態度の到達基準は次のとおりである。

①言語運用能力

＊国際的視野を持ち，外国語での読み書きなどのコミュニケーションのための基礎的能力を身につけている。

＊法学・政治学分野において求められる基礎的な文章技術，対話作法を修得している。

②知識・理解（21 世紀型市民及び学士（法学）として）

＊法学・政治学の分野で求められる正義，人権，自由，平等などの基本理念について基礎的知識を修得している。

＊実定法分野・政策科学分野の概要及び主要な解釈理論と争点について基礎的知識を修得している。

＊さらに，これらの基礎的知識を一般社会人に対して説明する能力を身につけている。

＊学問に対して積極的に取り組み，自らの興味関心を形成することができる。

③問題解決・課題探求能力

＊21 世紀社会において市民に求められる歴史・文化の知見を身につけている。

＊紛争解決のための基礎的スキルを修得している。

＊自ら問題点を見出し，解決に向けた手段，手続きを見出すことができる。

＊政策的課題の発見と実務的な解決を探る能力としての政策マインドと政策的な課題解決のための基礎的スキルを身につけている。

④倫理観・社会的責任

＊専門的職業人，公共的市民としての倫理観・社会的責任の自覚を形成している。

＊権利の主体として，また公共的市民として自他を尊重すべきことを自覚している。

＊公権力や社会的権力の濫用を監視し，適切に問題解決に努めるべきことを理解する。

⑤地域理解

＊地域社会の現状に関心をもち，その法的・政策的課題を発見しあるいは理解するための基礎的な知識

を身につけている。

２．履修コースの選択

〈２０１６年度以降入学者〉

１年次２月に，【法律職コース】，【公共政策コース】，【企業法務コース】のどれかを，自分の履修コースとして決定しなければならない。ただし，２年次２月に一度だけ変更が可能である。

各コースで選択必修科目や選択科目として履修できる授業科目は，それぞれに想定されている進路や修得が期待される能力の違いに応じて異なる。卒業要件を満たすためには，コースごとに設定された選択必修科目を１６単位以上，選択科目を３０単位以上修得しなければならない。したがって，どのコースを選ぶかにより，授業科目の履修のあり方が異なる。

しかし，選択したコースにかかわりなく，実際にどのような職業を選ぶかは，全くの自由である。卒業後に就こうとする職業や備えようとする能力が何であるかを十分に考えて，コースを選択すること。もちろん，どの職業か決めかねていること，今後希望を変更することも大いにあり得るので，そうしたことも考慮しながら総合的に判断しての選択となる。

〔８〕履修登録について

学生自身が直接，Ｗｅｂブラウザを使って履修登録を行うこと。

〈履修登録の概要〉

（１）パソコンから，履修登録システムのホームページにアクセスを行い，履修しようとする授業科目の登録・修正を行う。

（２）履修登録終了後，その場で履修登録内容の確認や「履修登録確認表」（時間割）の印刷を行う。

（３）履修登録期間中なら，何度でも追加・修正ができる。また登録期間以外は，履修登録した授業科目の内容について，参照・印刷できる。

〈学内のＬＡＮ接続パソコンを利用する場合の運用時間〉

平日　９：００～２１：３０（土・日・祝日を除く）　※最終日　９：００～１３：００

〈履修登録の注意〉

（１）他学部（経済学部を除く）の科目を履修する場合，学務第一係に申し出ること。

（２）集中講義の履修登録については，夏季集中は６月頃掲示にて周知する。

（３）通年科目については，前期に履修登録を行えば，後期での履修取消はいかなる場合も認めないので計画的に履修すること。

（４）履修科目がない学生も，連絡先を登録すること。

（５）Ｗｅｂにおいて履修登録できない場合は，学務第一係に申し出ること。

（６）履修登録を終えたら，必ず，「履修登録確認表」をプリントアウトし，内容をよく確認してから保管すること。

（７）指定の期間に限り履修登録後の取消申請が出来る。ただし，「基礎ゼミ」「プロゼミ」「演習」は取消申請できない。また，「憲法入門」「刑事法入門」「民法入門」「政治学入門」は取り消した場合，次年度以降の学習に支障をきたすことになるので履修の継続を強く推奨する。

履修登録期間については，全学共通の行事予定表や法学部の試験等行事に関する日程を確認し，必ず登録期間内に登録すること。登録期間を過ぎると履修申請を締め切り，未登録の授業科目は履修ができなくなる。

※履修登録のない科目は，履修の意思がないものとし，学期末試験を受験しても単位の認定はしないので注意すること。また，履修登録後の変更は，原則として認めないので注意すること。

※定期メンテナンスの時間帯は，システムの運用を停止する。

※履修に関する問合せは，学務第一係（学部開設科目）または修学支援課（全学共通科目）窓口へ申し出ること。

〔９〕教職課程の履修について

教職課程の履修（令和５年度入学者適用）

１．本学部で取得できる教育職員免許状の種類及び教科

免　許　状　の　種　類	教　　科
高等学校教諭１種免許状　※	公　　民

※免許状の種類は，以下「高１種免」と略記する。
免許状取得に必要な単位は本学部で開講される授業科目のみでは修得できず，教育学部で開講される授業科目も履修しなければならない。

２．免許状取得に必要な基礎資格及び最低修得単位数

基礎資格	学士の学位を有すること		
最低修得単位数	教科及び教科の指導法に関する科目		２４
	教育の基礎的理解に関する科目等	教育の基礎的理解に関する科目	１０
		道徳，総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導，教育相談等に関する科目	8
		教育実践に関する科目	5
	大学が独自に設定する科目		１２
	合計		５９

［備考］免許状取得には，この他に教育職員免許法施行規則第６６条の６に定める科目として，以下の科目を修得しなければならない。

科　　目	最低修得単位数	授 業 科 目
①「日本国憲法」	2	憲法入門，憲法Ⅰ，憲法Ⅱ
②「体育」	2	健康・スポーツ
③「外国語コミュニケーション」	2	Communicative English Ⅱ
④「情報機器の操作」	2	情報リテラシー

※「憲法入門」，「憲法Ⅰ」，「憲法Ⅱ」については，「教育職員免許法施行規則第６６条の６に定める科目」もしくは「教科及び教科の指導法に関する科目」の「法律学（国際法を含む。），政治学（国際政治を含む。）」のどちらか一方として数える。

３．教科及び教科の指導法に関する科目の最低修得単位数

教科及び教科の指導法に関する科目の最低修得単位数は，下表のとおりである。

教科及び教科の指導法に関する科目一覧表Ⅰ

免許状の種類・教科	教科及び教科の指導法に関する科目	最低修得単位数
高１種免 公　　民	「法律学（国際法を含む。）， 政治学（国際政治を含む。）」	２４
	「社会学，経済学（国際経済を含む。）」	
	「哲学，倫理学，宗教学，心理学」	
	「各教科の指導法（情報機器及び教材の 活用を含む。）」	

教科及び教科の指導法に関する科目の最低修得単位数２４単位を超えて修得した単位は，大学が独自に設定する科目の単位数として認定される。

開設授業科目については，次頁の「教科及び教科の指導法に関する科目一覧表Ⅱ」を参照のこと。

教科及び教科の指導法に関する科目一覧表Ⅱ

免許法施行規則に定める科目区分等		開設授業科目				最低修得単位数
教科及び教科の指導法に関する科目	各科目に含めることが必要な事項					
教科に関する専門的事項	「法律学（国際法を含む。），政治学（国際政治を含む。）」	憲法Ⅱ	4	憲法入門	2	２０
		行政法総論	4	行政救済法Ⅰ	2	
		行政救済法Ⅱ	2	刑法総論	4	
		刑法各論Ⅰ	2	刑法各論Ⅱ	2	
		刑事訴訟法Ⅰ	2	刑事訴訟法Ⅱ	2	
		労働法	2	社会保障法	2	
		租税法Ⅰ	2	租税法Ⅱ	2	
		民法Ⅰ（総則・法定債権）	4	民法Ⅱ（物権）	4	
		民法Ⅲ（債権総論・契約）	4	民法Ⅳ（親族・相続）	4	
		民法入門	2	会社法Ⅰ	2	
		会社法Ⅱ	2	手形法・小切手法	2	
		商法総則・商行為法	2	民事訴訟法Ⅰ	2	
		経済法Ⅰ	2	経済法Ⅱ	2	
		行政学	2	地方自治論	2	
		○政治過程論	2	政治行動論	2	
		政治学入門	2	憲法Ⅰ	2	
		国際法Ⅰ	2	国際法Ⅱ	2	
		国際法Ⅲ	2	刑事法入門	2	
	「社会学，経済学（国際経済を含む。）」	アジア・太平洋社会論	2	平和学	2	
		公共選択論	2	政治思想	2	
		○マクロ経済学Ⅰ	2	マクロ経済学Ⅱ	2	
		○ミクロ経済学Ⅰ	2	ミクロ経済学Ⅱ	2	
		政治経済学Ⅰ	2	政治経済学Ⅱ	2	
		国際経済学A	2	国際経済学B	2	
	「哲学，倫理学，宗教学，心理学」	法哲学	2	法思想史	2	
		○哲学Ⅰ	2	○倫理学Ⅰ	2	
		倫理学Ⅱ	2			
各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む。）		公民教育法	2	公民授業研究	2	４
合計						２４

（１）○印は，一般的包括的な内容を含む科目を示し，各科目区分毎に最低１科目は修得しなければならない。

（２）公民教育法と公民授業研究は，必ず履修しなければならない。

（３）他学部の開講科目については，その修学案内を参照のこと。

（４）最低修得単位数を超えて修得した単位は，大学が独自に設定する科目の単位として認定される。

４．教育の基礎的理解に関する科目等及び最低修得単位数

教育の基礎的理解に関する科目等の最低修得単位数は，次の表のとおりである。

教育の基礎的理解に関する科目等一覧表

施行規則に定める科目区分等		最低修得単位数	授業科目名	単位数
科目	各科目に含めることが必要な事項			必修
教育の基礎的理解に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	１０	教育原論（共）	２
	教職の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校運営への対応を含む。）		教職概論（共）	２
	教育に関する社会的，制度的又は経営的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。）		教育社会学（共）※ 教育経営学（共）※	２
	幼児，児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程		学校教育心理学（共）	２
	特別の支援を必要とする幼児，児童及び生徒に対する理解		特別支援教育基礎論（共）	２
	教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）		学校教育課程論（共）	２
道徳，総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導，教育相談等に関する科目	総合的な探究の時間の指導法	８	総合的な学習の時間の指導法（共）	１
	特別活動の指導法		特別活動論（共）	１
	教育の方法及び技術（情報通信技術を活用した教育の理論及び方法を含む）		教育の方法と技術（共）	２
	情報通信技術を活用した教育の理論及び方法			
	生徒指導の理論及び方法		生徒指導論（共）	１
	教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法		学校教育相談学（共）	２
	進路指導及びキャリア教育の理論及び方法		進路指導論（共）	１
教育実践に関する科目	教育実習	３	教育実践演習（中・高）	１
			教育実習（高）	２
	教職実践演習	２	教職実践演習（中・高）	２
合計		２３	合計	２５

(1)各区分内は必ず１科目以上修得することとされており，記されている授業科目（※を除く。）はすべて必修科目となっている。※はどちらか１つを選択必修。

(2)最低修得単位数を超えて修得した単位は，大学が独自に設定する科目として認定される。

５．教職課程履修方法等について

（１）教職課程の履修を希望する２年次生(ただし，特別の事情が認められる場合は３年次でも認める。)は，４月上旬に実施される教職課程履修に関するガイダンスに必ず出席しなければならない。
（２）ガイダンス終了後，所定の期日までに理由書（3000 字）を学務第一係に提出する。
（３）選考（面接）のうえ，履修者を決定する。
（４）履修を認められた者は，免許取得に必要な科目を配当年次に応じて履修する。

６．教育実習について

「教育学部生以外の教育実習等の受講に関する申合せ」により実施する。

７．免許状申請について

（１）出願書類一覧（大学等の卒業・修了者の場合）
① 教育職員普通免許状授与願
② 宣誓書
③ 履歴書
④ その他必要書類(例：学力に関する証明書，教員免許状授与証明書等)
（２）提出期限
指定の期日までに学務第一係へ提出する。
（３）注意事項
県教育委員会担当者による説明会(１０月中旬頃，詳細は別途掲示)に必ず出席すること。
免許状は卒業式当日に交付する。

〔10〕幸町南キャンパス配置図

